

## 八王子市文化芸術振興条例

文化芸術は、私たちの生活に豊かさや潤いをもたらし、人と人を結びつけ、まちの魅力を高めるものである。

私たちのまち八王子には、歴史と先人から受け継いだ伝統文化がある。また、全国有数の学園都市としての豊富な人材と資源を有している。このまちの多彩な地域性を活かし、文化芸術をさらに発展させ、後世へ引き継いでいくことが重要である。ここに、市民と市が手を携えてこのまちの文化芸術を振興するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、八王子市における文化芸術の振興に関し、基本的な事項を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、もって豊かで潤いのある市民生活を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第2条 文化芸術の振興は、豊かな心を育む市民文化が発展するものでなければならない。

2 文化芸術の振興は、先人から受け継いだ伝統文化を継承するものでなければならない。

3 文化芸術の振興は、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するものでなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条の基本原則にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民の自主的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するために必要な施策を講じなければならない。

3 市は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、広く市民と連携しなければならない。

### (市民の役割等)

第4条 市民は、第2条の基本原則を理解し、文化芸術の振興に当たっては、自らが文化芸術活動の担い手となる役割を有する。

2 事業者は、文化芸術活動を行う市民及び団体の活動を支援するよう努めるものとする。

(文化芸術の振興に関する計画の策定)

第5条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、文化芸術の振興に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画を策定するに当たっては、歴史、伝統文化及び学園都市等の地域性を踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重するとともに、市民及び文化芸術活動を行う者等からの意見を十分に反映するよう努めるものとする。

(文化芸術に触れる環境の整備)

第6条 市は、広く市民が身近な場所で文化芸術に触れることのできる環境の整備のための施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を行う環境の整備)

第7条 市は、文化芸術活動を行う者が多様な活動を行うことができる環境の整備のための施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動に関する情報の収集及び発信)

第8条 市は、市及び文化芸術活動を行う者が連携して文化芸術活動に関する情報の収集及び発信を行う環境の整備のための施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を担う人材の育成)

第9条 市は、文化芸術活動を担う人材を育成するための施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動への子どもの参加の機会の確保)

第10条 市は、子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の確保のための施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動の支援等のための公共施設の活用)

第11条 市は、文化芸術活動の支援を行う拠点又は地域の文化芸術を創造する場として、公共施設を有効に活用するための施策を講ずるものとする。

(伝統文化の継承)

第12条 市は、先人から受け継いだ伝統文化への市民の理解を深め、後世へ継承するための施策を講ずるものとする。

(文化芸術の交流の推進)

第13条 市は、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するための施策を講ずるものとする。

(大学等との連携)

第14条 市は、学園都市としての地域性を活かして文化芸術を振興するため、市及び文化芸術活動を行う者が大学等と連携できる環境の整備のための施策を講ずるものとする。

(様々な分野との連携)

第15条 市は、文化芸術がまちづくり、教育、福祉、産業その他の様々な分野に影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術の振興に係る施策の推進に当たっては、これらの分野に関わる者との連携を図るものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に策定した文化芸術の振興に関する計画は、第5条第1項に規定する文化芸術の振興に関する計画とみなす。